

筑西市 誕生祝金のご案内

祝

お誕生おめでとうございます！
お子さまが誕生したお祝いとして、
1人あたり**20万円**を支給いたします。



筑西市に
生まれてくれて
ありがとう！

●受給資格者

以下の要件をすべて満たす方

- ☐日本国内で誕生し、誕生した日から本市に住所を有しているお子さまを養育していること。
- ☐対象のお子さまと同居していること。
- ☐本市に1年以上継続して住所を有していること。
- ☐申請日において同一世帯の全員に市税等の滞納がないこと。

※市税等とは、市県民税、固定資産税（都市計画税を含む）、軽自動車税、国民健康保険税
及び教育・保育給付認定保護者とその世帯に属する者の保育料

- ☐外国籍のお子さまは、60日の経過滞在期間中に在留カードを取得していること。

●申請期間 *詳細は裏面の参考例をご覧ください。

対象のお子さまが誕生してから**1歳の誕生日前日まで**

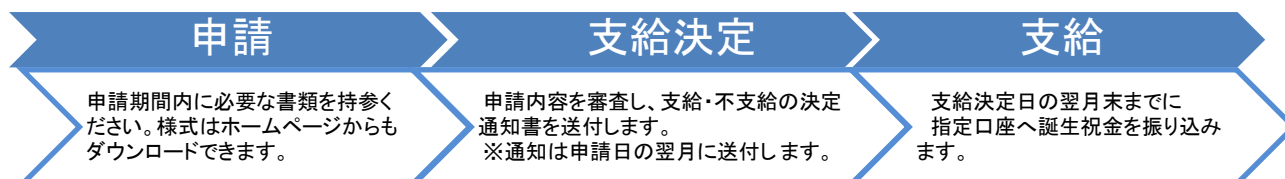
※ただし、受給資格者が本市に住所を有した日が、お子さまの誕生した日まで1か月に満たない場合は、
誕生の日から13か月を超えない日まで申請が可能です。

●申請窓口 筑西市役所 こども部母子保健課 1階⑨番窓口

●申請時に必要なもの

- ① 筑西市誕生祝金支給申請書（様式第1号）
- ② 受給資格者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）のコピー
（健康保険証等顔写真のないものは2点以上お持ちください）
- ③ 受給資格者名義の通帳等のコピー（名義者の氏名及び口座番号がわかるもの）
※受給資格者と窓口来庁者が異なる場合は、その他に委任状が必要となります。
様式はホームページよりダウンロードできます。
- ④ 印かん（朱肉を使用するもの、スタンプ印不可）
- ⑤ 外国籍の方：お子さまの在留カードのコピー

●交付までの流れ



※申請後、支給決定前に転出された場合は該当になりません。

《お問い合わせ先》

筑西市 こども部母子保健課（こども家庭センター）

〒308-8616 筑西市丙360番地 本庁舎1階⑨番窓口 ☎0296-24-2115

※月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

申請期間 参考例

申請期間は対象のお子さまが誕生してから1歳の誕生日前日まで（休日の場合はその直後の平日まで）となりますが、受給資格者となる方が筑西市に住所を有し1年経過してから申請ができます。

Q. みなさんは以下のパターンのどれにあてはまりますか？

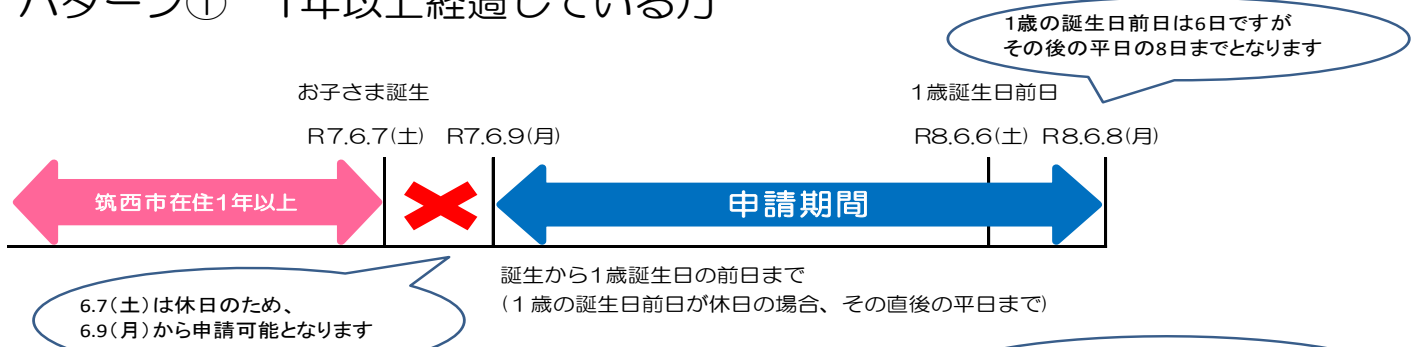
お子さまの誕生以前に受給資格者となる方が筑西市に住所を有している期間が、

パターン① 1年以上経過している方→すぐに申請できます。

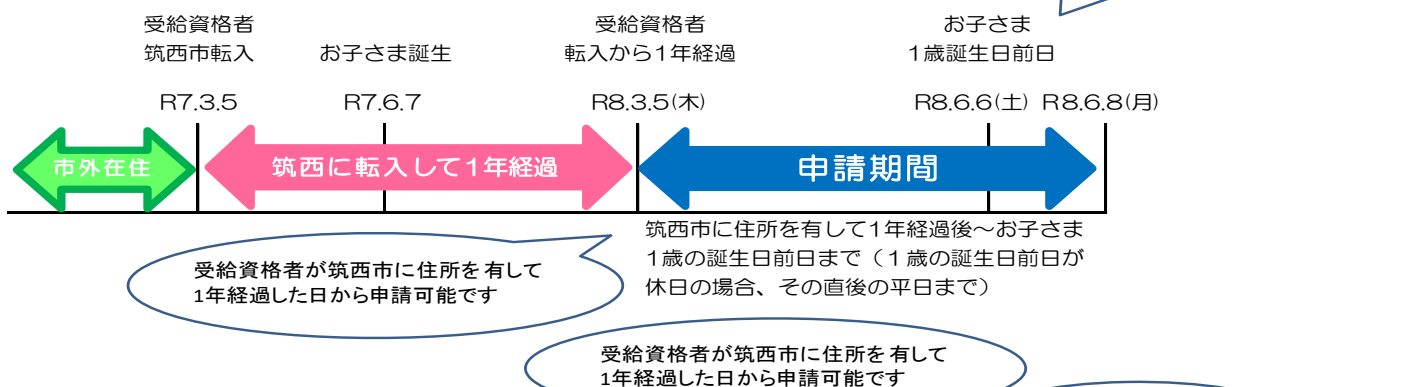
パターン② 1年経過していない方→1年経過した日から申請できます。

パターン③ 1か月未満の場合→1年経過した日から申請ができ、申請期間は1か月延長されます。

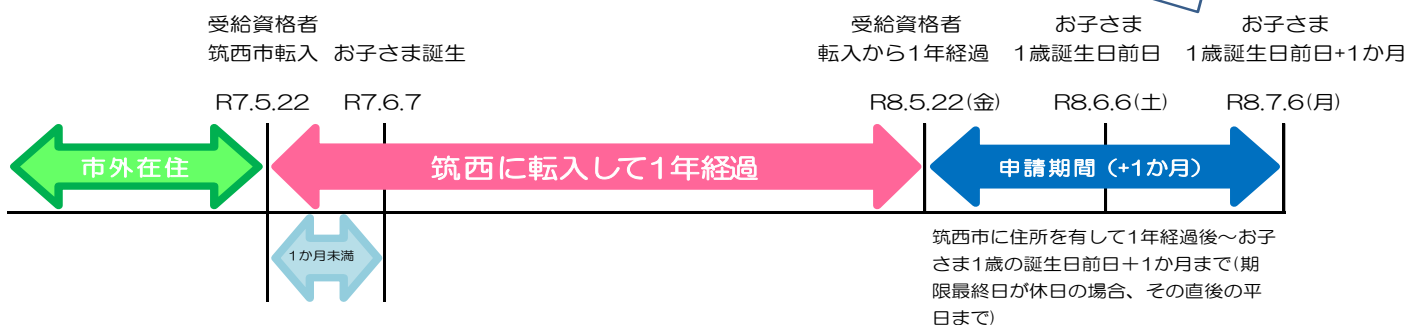
パターン① 1年以上経過している方



パターン② 1年経過していない方



パターン③ 1か月未満の方



【追記】

※不明な点等がございましたら【こども部母子保健課】までご連絡ください。

※誕生祝金は、受け取った方の一時所得となるため、課税される可能性があります。

詳しくは税務署へお問い合わせください。